

藤沢市ふるさと納税返礼品登録事業者及び返礼品等募集要領

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を運用し、寄附の醸成を図るとともに市内商品のPR、観光誘客、シティプロモーション等に寄与するため、寄附者への返礼品の提供事業者（以下「返礼品登録事業者」という。）及び提供する商品、サービス（以下「返礼品等」という。）の募集その他の手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 返礼品登録事業者の応募方法

返礼品登録事業者の応募は、次の方法による。

- (1) 返礼品の提供を行おうとする事業者は、市及びこの業務を受託する者（以下「業務受託者」という。）に電子メールにより、応募の旨を伝達する。
- (2) 市及び業務受託者は、電子メールにより、必要書類を送付する。
- (3) 返礼品の提供を行おうとする事業者は、電子メールにより、申請書類を業務受託者及び市に送付する。
- (4) 返礼品の提供を行おうとする事業者は、市様式の申請書を郵送する。
- (5) 業務受託者、市はそれぞれに一次審査を行い、業務受託者は一次審査結果を市に送付する。
- (6) 市は、業務受託者の審査結果を踏まえ二次審査を行い、その結果を業務受託者及び返礼品の提供を行おうとする事業者に通知する。

3 返礼品等の応募方法

返礼品等の応募は、次の方法による。

- (1) 返礼品の提供を行おうとする事業者は、この業務を受託する者（以下「業務受託者」という。）及び市に電子メールにより、応募の旨を伝達する。
- (2) 業務受託者は、電子メールにより、必要書類を送付する。
- (3) 返礼品の提供を行おうとする事業者は、電子メールにより、申請書類を業務受託者に送付する。
- (4) 業務受託者は一次審査を行い、当該審査結果を市に送付する。
- (5) 市は、業務受託者の審査結果を踏まえ二次審査を行い、当該審査結果を業務受託者に通知する。

(6) 業務受託者は、市が決定した返礼品等の応募結果について、返礼品の提供を行おうとする事業者に通知する。

4 事業者登録の要件

返礼品登録事業者は、審査基準に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 関係法令を遵守し、事業活動を行っていること。
- (2) 原則として市内に本社、支社、事業所、工場、販売所等がある法人、団体、個人事業所であること。ただし、市に縁のある法人、団体、個人事業所として市が特に認めた場合はこの限りでない。
- (3) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 電子メールの送受信及びWeb閲覧が可能なインターネット環境を有しており、市及び業務受託者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

5 返礼品等の要件

返礼品等は、審査基準に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内製品のPRや観光誘客、シティプロモーションなどにつながるものであること。
- (2) 品質及び数量について、需要に対して確実に供給できるものであること。
- (3) 配送に耐え得るものであること。
- (4) 飲食物にあつては、出荷後5日程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (5) 金銭類似性の高いもの（商品券、プリペイドカード、電子マネー、ポイント、入場券・お食事券（券面に金額が明示されているもの）等）でないこと。
- (6) 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、宝飾品、時計、カメラ等）でないこと。
- (7) ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。

6 費用負担

返礼品等の最終費用負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 返礼品の送料は、市が負担する。

- (2) 返礼品の商品代金、梱包代金、消費税及び地方消費税に相当する額は、寄付額の100分の30を限度に市が負担する。

7 返礼品の区分

次表のとおりとする。

寄附金額	返礼品の価格（税・梱包代込み）
1万円以上	3,000円以下
2万円以上	3,001円以上6,000円以下
3万円以上	6,001円以上9,000円以下
5万円以上	9,001円以上15,000円以下
10万円以上	15,001円以上30,000円以下
15万円以上	30,001円以上45,000円以下
20万円以上	45,001円以上60,000円以下
30万円以上	60,001円以上90,000円以下
40万円以上	90,001円以上120,000円以下
50万円以上	120,001円以上150,000円以下

8 その他遵守事項

- (1) 返礼品登録事業者は、寄付者に目的を提示し、寄付者から直接入手した場合を除き、寄付者の個人情報を取り扱わないこと。
- (2) 返礼品登録事業者は、返礼品等に係る苦情等に、真摯に対応し、解決を図るとともに、苦情等の内容について市及び受託事業者に報告すること。
- (3) 返礼品等に係る事故、苦情等については、市は一切責任を負わず、補償しないものであること。
- (4) 返礼品登録事業者又は返礼品が審査基準、要領等に定める要件に適合しない場合は、その登録を中止することがあること。